

4 立入検査と罰則

【立入検査】

国と（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、ペットフードの製造・輸入・販売業者に対して報告を求めたり、定期的に又は必要に応じて立入検査を実施します。立入検査では、①帳簿の確認、②法令を守って製造や表示が行われていることの確認、③分析検査用の製品・原材料の集取などが行われます。

立入検査は、事業者の日頃の取り組みを正しく検査するため、原則、無通告で実施されます。さらに、立入検査の際に集取したペットフードの分析結果および違反の有無についても、月次ごとに公表されます。

【罰則】

基準・規格の違反、廃棄などの命令の違反など

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
(法人の場合は1億円)

届出の虚偽記載・不実施、立入検査の拒否など

30万円以下の罰金

帳簿の虚偽記載・不記載など

10万円以下の過料

次のような重大な違反については、国から広く注意を喚起するため、報道発表を行います。

1. 安全上の重大な問題があり、直ちに回収する必要がある場合
2. 違反が明らかな故意によるもの、あるいは同様の違反を繰り返している場合

